

◎新潟県告示第262号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第99条第1項の規定により、交換分合計画を次のとおり認可した。

平成28年3月8日

新潟県新潟地域振興局長

- 1 交換分合を行う者の名称  
西蒲原土地改良区
- 2 地区名  
打越地区
- 3 認可年月日  
平成28年2月25日
- 4 その他

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告（訴訟においては知事が被告の代表者となる。）として新潟地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができる。